

勤続年数5年以下の役員に対する退職金にはご注意を！

退職金は、基本的には、長きにわたる勤続に対して受け取るもので、受け取る個人にとっては、老後の生活の資金となるものです。そのため、担税力は他の所得と比べて低くなるということで、退職所得の金額は、次のように計算されます。

※

退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）× 1／2 ……退職所得は分離課税（給与所得等とは、分けて課税されます）のため、これに所得税率表を適用し、税額を算出します。

※退職所得控除額

勤続年数が20年以下・・・40万円×勤続年数

勤続年数が20年超・・・800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

ところが、一定の場合では、上記の × 1／2 がされなくなります。

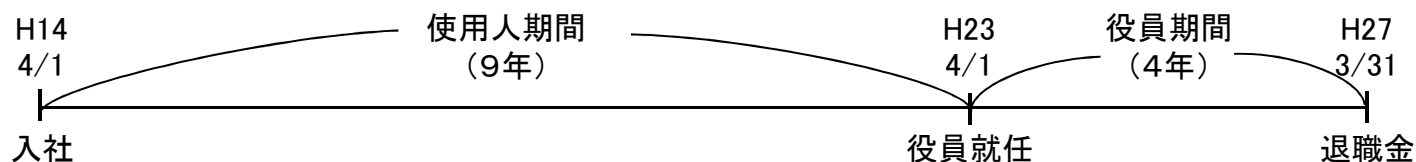
では、一定の場合とは？

……役員等として勤務した期間（1年未満は切上）が5年以下 となる場合です。

（この役員が支払いを受けた退職手当等を特定役員退職手当等といいます）

以下、2つのケースを見ていきましょう。

<ケース1> … 特定役員等勤続年数と一般退職手当等に係る勤続年数が重複しないケース



※ このケースの場合、H23.4/1～H27.3/31…4年 ≤ 5年
 のため、特定役員退職手当等に該当します。

・役員期間に対する退職金…700万円
 (特定役員退職手当等といいます)
 特定役員等勤続年数…4年
 ・使用人期間に対する退職金…500万円
 (一般退職手当等といいます)
 一般退職手当等の勤続年数…9年
 ※勤続年数…13年

(1) 特定役員退職手当等

$$\begin{array}{l} 700\text{万円} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} 160\text{万円} \\ \text{特定役員退職所得控除額} \end{array} (40\text{万円} \times 4\text{年}) = 540\text{万円} \cdots \cdots \times 1/2 \text{ しない}$$

(2) 一般退職手当等

①収入金額 500万円

②一般退職所得控除額 ……………まずは、全体で退職所得控除額をいったん計算し、そこから

(イ) H14.4/1～H27.3/31 …13年 特定役員退職所得控除額を差引きし、算出します。

$$40\text{万円} \times 13\text{年} = 520\text{万円}$$

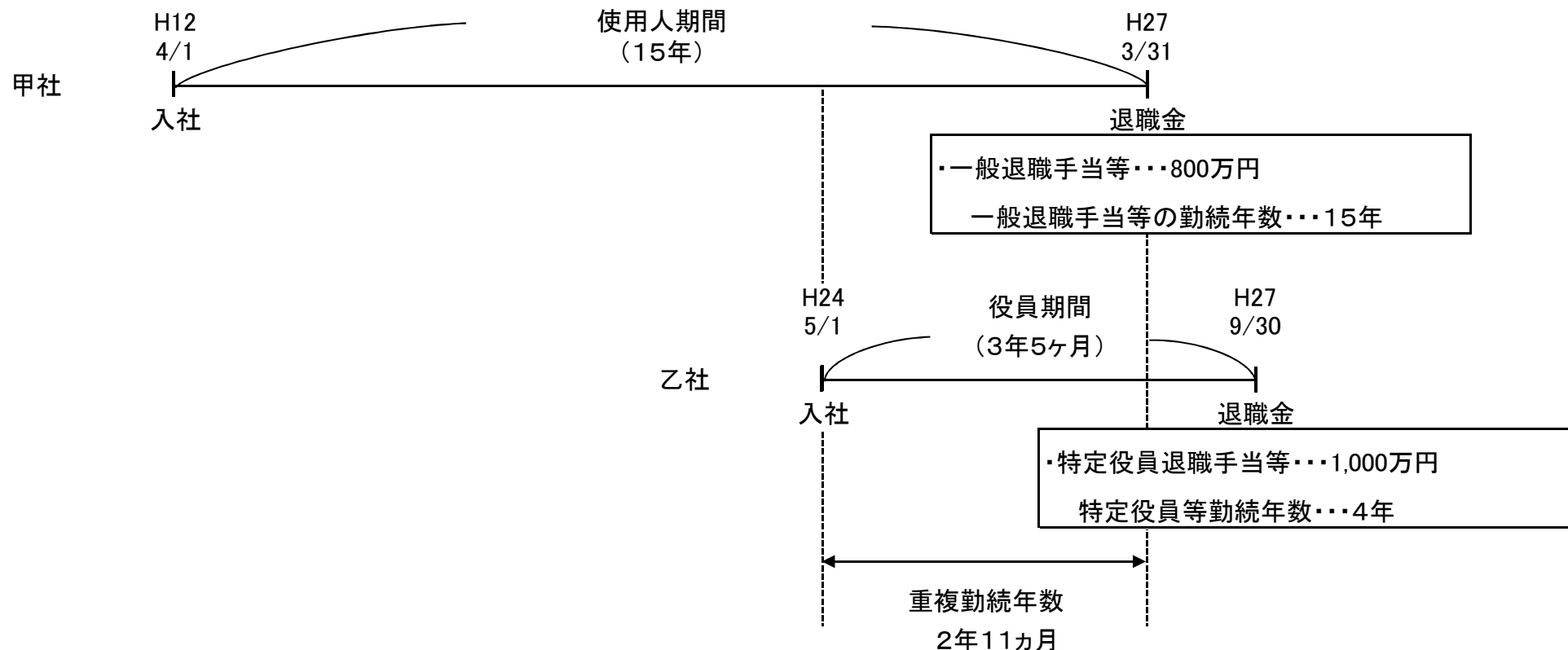
(ロ) 160万円 (特定役員退職所得控除額 (上記(1)の控除額))

$$(ハ) (イ) - (ロ) = 360\text{万円}$$

$$\textcircled{3} \quad (\textcircled{1} - \textcircled{2}) \times \frac{1}{2} = 70\text{万円} \cdots \cdots \times \frac{1}{2} \text{ する}$$

$$(3) \quad (1) + (2) = 610\text{万円}$$

<ケース2> … 特定役員等勤続年数と一般退職手当等に係る勤続年数が重複するケース



このケースは、H27年中に、甲社・乙社から、退職金の支給を受けているケースです。

H24.5/1～H27.3/31の期間(2年11ヵ月)が、重複期間となります。

重複期間がある場合は、特定役員退職所得控除額は、ケース1とは違う特別な計算をします。

ケース2の退職所得の金額は次の通りです。

※ ケース2の場合、役員勤続期間はH24.5/1～H27.9/30…3年5ヶ月⇒4年 ≤ 5年
となり、特定役員退職手当等に該当します。

(1) 特定役員退職手当等

①収入金額 1,000万円

②特定役員退職所得控除額

重複勤続年数 H24.5/1～H27.3/31・・・2年11ヵ月 ⇒ 3年

(イ) 40万円 × ($\frac{\text{特定役員等勤続年数}}{4\text{年}} - \frac{\text{重複勤続年数}}{3\text{年}}$) = 40万円

(ロ) 20万円 × 3年 = 60万 ……重複部分は、20万円に重複勤続年数を掛けます。

(ハ) (イ) + (ロ) = 100万円

③ ①－②=900万円 ……×1/2 しない

(2) 一般退職手当等

①収入金額 800万円

②一般退職所得控除額

(イ) H12.4/1～H27.9/30 ……15年6ヵ月 ⇒ 16年

40万円 × 16年 = 640万円

(ロ) 100万円 (特定役員退職所得控除額 (上記(1)の控除額))

(ハ) (イ) － (ロ) = 540万円

③ (①－②) × 1/2 = 130万円 ……×1/2 する

(3) (1) + (2) = 1,030万円